

多能工型研究支援人材育成コンソーシアム会費等規程

制定 平成30年11月20日

改 令和 3年 7月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、多能工型研究支援人材育成コンソーシアム設置要項第7条に基づき、会員の会費又は受講料（以下「会費等」という。）に関し必要な事項を定める。

(団体会員の会費等)

第2条 団体会員の会費は、年額200,000円とする。

2 団体会員の受講料は、無料とする。

(個人会員の会費等)

第3条 個人会員の会費は、年額5,000円とする。

2 個人会員の受講料は、座学講座15,000円/1講座, 座学講座(テスト)5,000円/1講座, 実習講座30,000円/1回とする。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の会費は、年額50,000円/口とする。

(会費等の納入時期)

第5条 会員は、別に定めるところにより、教育プログラム実施開始の前月末までに会費等を納入しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度の途中の月から多能工型研究支援人材育成コンソーシアムに入会するときは、当該月の末日までに会費等を納入しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する。